

第百四十回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 号

平成九年六月四日(水曜日)

午後四時三十分開議

出席委員

委員長 伊藤 忠治君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 金田 誠一君

理事 岩永 峯一君

理事 大村 秀章君

理事 虎島 和夫君

理事 平沢 勝栄君

理事 池端 清一君

理事 深田 肇君

委員外の出席者

議員 熊代 昭彦君

議員 小川 元君

議員 河村 建夫君

議員 木島日出夫君

議員 瀬古由起子君

議員 辻元 清美君

議員 新倉 紀一君

内閣委員会調査室長

六月四日

研究公務員の任期制法制化反対に関する請願
(山原健二郎君紹介)(第三四九〇号)

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する
請願(石田幸四郎君紹介)(第三四九一号)

同(石田幸四郎君紹介)(第三五三六号)

同(古賀正浩君紹介)(第三五五八号)

恩給欠格者の救済に関する請願(栗原博久君紹介)(第三六二〇号)

本日の会議に付した案件

第一類 第一号 内閣委員会議録第十号 平成九年六月四日

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出、第百三十九回国会衆法第四号)

市民活動促進法案(熊代昭彦君外四名提出、第百三十九回国会衆法第一八号)

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出、衆法第二三三号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、新進党所属委員に出席を要請いたしましたが出席が得られておりません。

再度理事をして出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 速記を起こしてください。

再度、新進党所属委員に出席を要請いたしましたが出席が得られておりません。やむを得ず議事を進めます。

第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案、第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出、市民活動促進法案及び木島日出夫君外二名提出、非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、熊代昭彦君外四名提出、市民活動促進法案に対し、御法川英文君外三名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。熊代昭彦君。

市民活動促進法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○熊代委員 ただいま議題となりました自由民主党、社会民主党、新党さきがけ及び民主党の各派共同提案に係る修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

与党三党が提出した今回の法律案について、本委員会の審議における修正要求、また大阪地方公聴会や中央公聴会における公述人の意見、さらにはこの間関係団体から出された切実な要望、これらの意見、要望等にこたえるため、修正案をここに提出した次第であります。

次に、この修正案につきまして、その概要を申し上げます。

まず第一に、社員が無報酬性の要件及びこれに係る社員名簿の提出及び閲覧規定を削除する。ただし、社員名簿の提出及び閲覧については、設立要件たる十人以上の社員に関するものは残す。

第二に、会員に係る規定を削除する。

第三に、設立の認証の際の提出書類のうち、役員について、住民票にかわる証明手段を追加する。

第四に、認証の際に、経済企画庁長官が市民活動に係る事業の所管大臣に意見を求める規定を削除する。

第五及び第六として、認証または不認証の決定までの期間を公告期間を含めて三月以内に短縮するとともに、公告内容を簡略化し、詳細については指定した場所で見覧できるように改める。

第七は、不認証の決定の際の書面による通知規定を追加し、その場合は不認証の理由を付することとする。

第八は、会計簿を記載する際の「複式簿記の原則」を「正規の簿記の原則」に変更する。

第九は、立入検査の際の書面の扱いを提示だけでなく、要求があれば交付するように変更する。

第十は、「所轄庁に対する申出」の規定を削除する。

第十一は、別表の「一 保健福祉の増進」を「一 保健、医療又は福祉の増進」に改め、また「五 地球環境の保全」の「地球」を削除し、及び十二号として「十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を追加する。

第十二は、その他として、修正に伴い、所要の規定の整理を行ったものであります。

以上が、本修正案の概要であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○伊藤委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○伊藤委員長 この際、御法川英文君外三名提出の市民活動促進法案に対する修正案について質疑を行います。

これより新進党の質疑時間に入ります。

〔委員長退席、赤城委員代理着席〕

〔赤城委員代理退席、委員長着席〕

〔委員長退席、赤城委員代理着席〕

〔赤城委員代理退席、委員長着席〕

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午後五時二十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

市民活動促進法案に対する修正案

市民活動促進法案の一部を次のように修正す

る。
目次中「第四十五条」を削り、「第四十六条」を「第四十五条」に、「第四十七条」第五十条を「第四十六条」第四十九条に改める。
第二十条第二項第一号中「及び会員（社員以外の者で当該団体の行う市民活動に参加するものをいう。）」を削り、同項第五号において同じ。」を削り、同項ハを削る。
第十條第一項第二号イ中「役員名簿」の下に「（役員の名簿及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）」を加え、同項ロ中「その住民票を」それぞれ住所又は居所を証する書面として総務府令で定めるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
第十條第一項第六号中「設立者名簿」の下に「（設立者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。）」を加え、同項第九号中「設立当初の事業年度」の下に「を記載した書面」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「並びに第一項第一号」及び「次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号に改め、」の記載事項を削り、「公告しなければならない」を「その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第二項とする。
一 申請のあった年月日
二 申請に係る市民活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
第十一條第一項第五号中「及び会員」を削る。
第十二條第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「三月」を「二月」に改め、同条に次の一項を加える。
三 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

ればならない。
第二十三條第一項中「住所」の下に「若しくは居所」を加える。
第二十五條第五項中「第十條から第十二條まで」を「第十條第二項及び第十二條」に改める。
第二十六條第二項中「第十條第一項第八号に掲げる書類」を「第十條第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録」に改める。
第二十七條第二号中「複式簿記の原則」を「正規の簿記の原則」に改め、同条第四号中「次条第一項」の下に「及び第二十九條第一項を加える。
第二十八條第一項中「及び次条において「事業報告書等」という。）、役員名簿（前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）及び次条において「役員名簿等」という。）」及び「次条及び第四十三條第一項において社員名簿（前年において社員であったことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）及び当該社員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面（次項及び次条において「社員名簿等」という。）を作成し、これらを、その年（事業年度を設けている場合は、事業年度。以下この項において同じ。）の翌々年を、並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三條第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、その年の翌々年（事業年度を設けている場合は、翌々事業年度）に改め、同条第二項中「第十條第一項第八号に掲げる書類、次条第二項において同じ。）、役員名簿等若しくは社員名簿等又は定款若しくは認証若しくは登記に関する書類（次条を「第十條第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項

の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三條第一項）に改める。
第二十九條第一項中「社員名簿等」を削り、「ものに限る。）」の写しを「定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。」に改め、同条第二項中「前項の規定により」を「市民活動法人から」に改め、「の写し」を削る。
第三十一條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
三 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
第三十四條第四項中「から第十二條まで」を「及び第十二條」に、「前項を、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
四 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
第三十五條第二項中「前項の期間内に」を「前条第三項の認定があったときは、その認証の通知があった日から二週間以内に」に改める。
第三十六條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
第四十一條第二項中「有する者」の下に「（以下この項において「市民活動法人の役員等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、当該市民活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
第四十二條中の「いすれかに適合していない」を「に規定する要件を欠くに至った」に改める。
第四十三條第一項中「社員名簿等」を削る。
第四十四條を削る。

第四十五條の見出しを削り、第二章第六節中同条を第四十四條とする。
第四十六條第一項中「平成八年法律第 号」を「平成九年法律第 号」に改め、第三章中同条を第四十五條とする。
第四章中第四十七條を第四十六條とし、第四十八條を第四十七條とする。
第四十九條第三号中「第二十三條第一項」の下に「又は第二十五條第六項を加え、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「第四十條の規定を」第四十條に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第四十條の規定を」第四十條に改め、同号を同条第九号とし、同条を第四十八條とし、第五十條を第四十九條とする。

附則第三項中「三月」を「二月」に、「十月」を「九月」に改める。
附則第四項及び第五項中「平成八年法律第 号」を「平成九年法律第 号」に改める。
別表第一号中「保健福祉」を「保健、医療又は福祉」に改め、同表第五号中「地球環境」を「環境」に改め、同表に次の一号を加える。
十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

平成九年六月二十日印刷

平成九年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C